

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和5年12月7日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和5年11月8日

日立市長 小川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和5年9月6日午後1時50分頃、日立市立□□□学校職員が、草刈り機によるグラウンドの除草作業中に小石を跳ね上げ、日立市鮎川町3丁目11番2号日立市立日立特別支援学校敷地内に駐車していた日立市□□町□丁目□□番□号□□□□□氏所有の自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金167,230円